



戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金が支給されます



戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日(令和7年4月1日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給されます。

支給対象者

- ① 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。
- ④ ①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(おい、めい等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面27.5万円(5年償還の記名国債)

請求に必要なもの

- ・特別弔慰金請求書
- ・現況等についての申立書
- ・請求者の戸籍抄本
(令和7年4月1日時点の状況が分かるもの)
- ・本人確認資料(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等)
- ※その他、戸籍謄本等が必要な場合があります。
詳しくは市役所窓口でご相談ください。

市役所窓口
にあります

請求の受付場所

福祉推進課および各行政センター市民サービス課

請求期間 令和7年(2025)4月1日～
令和10年(2028)3月31日

おたずね

出雲市役所 本庁 福祉推進課 TEL 21-6694 FAX 21-6598
平田行政センター 市民サービス課 TEL 63-5567 FAX 63-5533
佐田行政センター 市民サービス課 TEL 84-0111 FAX 84-0579

多伎行政センター 市民サービス課 TEL 86-3111 FAX 86-3561
湖陵行政センター 市民サービス課 TEL 43-1214 FAX 43-1433
大社行政センター 市民サービス課 TEL 53-3116 FAX 53-4493
斐川行政センター 市民サービス課 TEL 73-9110 FAX 73-9119

「あなたの電話が使えなくなります」との電話に注意!

自宅の固定電話や携帯電話に、大手通信会社を名乗り「あなたの電話が使えなくなります」という音声ガイダンスが流れる不審な電話が市内で多数確認されています。

【その後の手口】

- パターン1** 音声ガイダンスにより「1を押してください」と誘導され、指示に従うと、オペレーターにつながり個人情報や口座情報を聞き出そうとする。
- パターン2** 警察を名乗るものから電話があり、「犯罪に利用されている」などと偽り、保釈金等のお金を要求される。



【注意ポイント】

- ・電話料金をきちんと支払っているのに、急に電話が使えなくなることはありません。
- ・複数の人物から次々と電話があり、心理的に追い詰められ、冷静に判断できない状態になります。
- ・個人情報などを聞かれても、安易に答えないようにしましょう。
- ・電話でお金を要求されたら、一旦電話を切り、家族に相談しましょう。

不安に思ったら、生活・消費相談センターにご相談ください。

消費者問題出前講座のご案内

消費者トラブルに遭わないために生活・消費相談センターの相談員が出前講座を行っています。ぜひご利用ください。
対象／市内の各種団体(おおむね5名以上)
時間／平日9:00～16:00の間で30分～1時間程度
申込／開催希望日の1か月前までにお申し込みください。

弁護士無料相談のお知らせ

生活・消費相談センターでは、弁護士による無料相談を行っています。
詳しくは、生活・消費相談センターへおたずねください。

おたずね／総務課 生活・消費相談センター TEL 21-6682



介護保険通信



65歳以上の人へ

令和7年度介護保険料(仮徴収額)をお知らせします

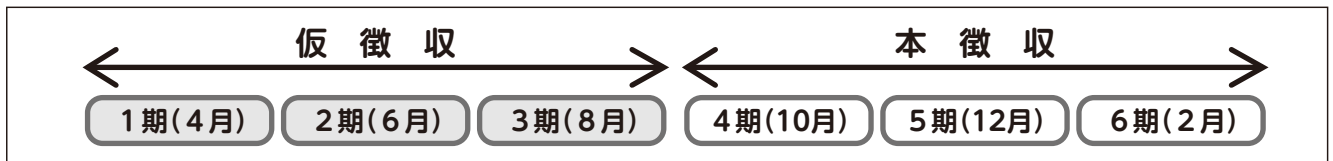


4月初旬から中旬にかけて仮徴収額の通知書を郵送しましたので、届き次第内容をご確認ください。

介護保険料の算定方法

介護保険料は、その年度の住民税課税状況や前年の所得等に基づいて決定しますが、課税状況等が確定するまでは、前年度の保険料所得段階等をもとに仮に算定した金額を、4月・6月・8月に納めていただきます(仮徴収)。

その後、確定した住民税課税状況等をもとに年間の保険料額を決定し、年額から仮徴収額を引いた残りの額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただきます(本徴収)。本徴収額は7月にお知らせします。



特別徴収(年金天引)の場合の例 第4段階(年額67,600円)と算定された場合

令和6年度6期 (2月)	同額	令和7年度 仮徴収		
		1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)
11,200円		11,200円	11,300円	11,300円
		仮徴収額=67,600円×2分の1=33,800円		

※1期分は前年度6期分と同額
※2・3期分は仮徴収額から1期分を引いた残りを2分の1ずつ

※上の例で、普通徴収(納付書納付・口座振替)の場合、1・2・3期分は仮徴収額の3分の1ずつ(33,800円×3分の1≒11,200円ずつ)となります。

介護保険料年額表(令和7年度)

所得段階 区分	対 象 者				保険料率 (×基準額)	保険料年額
	住民税課税状況		本人の前年所得等			
	本 人	世 帯 員				
第 1 段階	生活保護の受給者				0.285	21,409円
	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者			
			課税年金収入額 ＋ その他の 合計所得金額 (※)	80万 9 千円以下		
80万 9 千円超120万円以下				0.45	33,804円	
120万円超		0.685		51,457円		
第 2 段階		非課税		非課税	80万 9 千円以下	0.9
第 3 段階	80万 9 千円超		基準額		75,120円	
第 4 段階	120万円未満		1.2		90,144円	
第 5 段階	120万円以上190万円未満		1.3	97,656円		
第 6 段階	課 税		一	190万円以上290万円未満	1.5	112,680円
第 7 段階		290万円以上400万円未満		1.7	127,704円	
第 8 段階		400万円以上640万円未満		1.9	142,728円	
第 9 段階		640万円以上700万円未満		2.2	165,264円	
第10段階		700万円以上800万円未満		2.3	172,776円	
第11段階		800万円以上		2.4	180,288円	
第12段階						
第13段階						

※第1～5段階の「その他の合計所得金額」に、給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除します。また、令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が80万9千円となったため、令和7年4月から基準額が80万円から80万9千円に変更になります。

※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額のことです。

※年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

おたずね／高齢者福祉課 TEL 21-6212